

日本万国博オーストラリア記念館解体工事の入札における 最低制限価格の算出方法について

最低制限価格の算出方法は、次のとおり算出する。

最低制限価格の範囲は、予定価格の7/10～9/10の範囲内で下記の考え方により算出される額を最低制限価格とする。

ただし、下記の考え方により算出された金額が予定価格の7/10を下回るときは7/10（万円未満切り上げ）とし、9/10を超えるときは9/10（万円未満切り捨て）とする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険度、規模、地域性、物価の変動等を踏まえて設定するものとする。

※下記の合計金額に万円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てとする。

【建設工事】

建築工事等

$$\begin{aligned} & \text{〔解体工事〕 直接工事費} \times 90\% \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ & \quad + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55 \end{aligned}$$

※建築工事に付随する設備工事は上記〔一般〕に準ずる。

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

※共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

※共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。